



平成27年4月27日

各 位

会 社 名 株式会社ブイ・テクノロジー  
代 表 者 代表取締役社長 杉本 重人  
(コード番号：7717 東証一部)  
問 合 せ 先 企画部 IRグループ長 吉村 省吾  
(TEL：045-338-1980)

### 「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成27年4月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

なお、今回の改定は、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることを踏まえ改定するものであります。

#### 内部統制システム構築の基本方針について

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制取締役、使用人が法令、定款を遵守し、社会倫理を尊重するため、コンプライアンス基本規程を整備し、社内に周知徹底、コンプライアンス意識の醸成を図る。担当部門は、問題の有無を調査し、取締役会に報告する。

#### 2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人の職務執行に係わる文書については、取締役会に定めるものの他、文書管理に関する規定を整備し、その保存媒体に応じて閲覧、保管、廃棄等の体制を構築する。また、稟議規定により、申請、決裁等の意思決定の具体的な手続きを定める。

#### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内各規定遵守によりリスクの未然防止に努めると共に、リスクの発生に備え、その種類に応じた基本的な対応策を定め、損失発生の最小限化に努める。また、損失の程度に応じたディスクロージャー体制を整備する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役会の定時開催のみならず、適宜臨時に開催し、取締役、監査役間での情報の共有化、迅速かつ透明性のある意思決定に努める。

(2) 営業会議等の開催により取締役、監査役、使用人間での情報や問題意識の共有化を進める。

(3) 職務権限、組織、業務分掌の社内各規定を整備し、取締役、使用人の職務、権限を明確にし、適切、効率的かつ透明性のある意思決定に努める。

#### 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

##### (1) 企業集団としての体制

関係会社の統括責任者の設置など関係会社管理の体制を整備し、関係会社の的確な管理を通じて、当社グループの円滑な運営に努める。

(2) 子会社の取締役及び業務を執行する社員等が職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社は当社との間で定めた営業成績、財務・経理、人事その他の経営上の重要事項を関係会社の統括責任者を通じて本社へ定期的に報告する。

##### (3) 子会社の損失の危険の管理に対する体制

当社危機管理基本規程に子会社も含めて当社グループ全体のリスク管理体制を定めるとともに各子会社はその体制整備に努める。

##### (4) 子会社の取締役等の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は経営の重要事項等を適時各子会社へ伝え、情報の共有化を図るとことにより子会社の取締役の執行が効率的に行われるように努める。

(5) 子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
グループ全体の行動規範、グループコンプライアンス基本規程を整備するとともに、関係会社の統括責任者並びに本社監査室が内部監査を実施する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制及びその実効性を確保する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する体制

(1) 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置き、当該使用人の処遇は、監査役会の意見を尊重したうえで行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。

(2) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、監査役の指揮命令に従うものとする。

7. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役が監査を実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 監査役は、会計監査人、当社および子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者から随時報告を受け、意見交換を行ない、監査の実効性を確保するものとする。

(2) 当社グループの取締役、監査役及び使用人は、当社監査役から業務執行に関する事項について

報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

8. 監査役へ報告した者が不利な取り扱いを受けないようにする体制

グループコンプライアンス基本規定に通報者保護に関する事項を定め当社グループに周知徹底する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法 388 条に基づく費用の請求をする際は、総務部において受理し速やかに当該費用または債務を処理する。

以上